平成１９年広審第１４７号

ヨット（船名なし）同乗者死亡事件

言 渡 年 月 日　平成２０年３月１１日
審　　判　　庁　広島地方海難審判庁（野村昌志，平野研一，濱田真人）
理　　事　　官　古城達也
指定海難関係人　A
　職　　名　（船名なし）艇長
損　　害　同乗者２人が溺死
原　　因　同乗者に対する安全措置不十分

主　　文

本件同乗者死亡は，同乗者に対する安全措置が十分でなかったことによって発生したものである。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

平成１９年９月３０日１４時２５分
広島県西能美島西岸沖合
（北緯３４度１３．９分　東経１３２度２３．３分）

２　船舶の要目等

(1)　要　目

船　種　船　名　　ヨット（船名なし）
全　　長　　３．４３メートル

(2)　設備及び性能等

ヨット（船名なし）（以下「M号」という。）は，B社が製造したＦＲＰ製のディンギーで，船体前部中央のマストに帆１枚を展開して帆走するものであった。

船体は，重量約４０キログラムで，エアタンクと浮体を装備した不沈構造となっており，船体中央から船尾方にかけて長さ１．２０メートル幅０．６２メートル甲板からの最大深さ０．２３メートルのコックピットが設けられ，同所船底に揚降可能なセンターボードが取り付けられていた。またコックピット両側の腰をかける甲板幅が０．３３メートルであった。

主な艤装品は，長さ５．５７メートルの浮体が埋め込められたマスト１本，面積５．１８平方メートルの帆１枚，長さ２．４２メートルのブーム１本，ティラー及びラダーなどがあった。

復原力消失角度は，帆走用艤装を施し，無人，風波のない状態で６５度であり，同角度を超えて傾斜すると横転することとなり，横転したときの引き起こしに要する力は，マスト先端で３．５キログラム重であった。

最大搭載人員については，推進機関を備えていないことなどから法規制がないものの，コックピット前部に貼付された英文プレートに１人と表示されており，またB社が作成した取扱説明書に初心者のための指導者１人が同乗することを想定し，推奨定員として１人ないし２人と記載されていた。

救命設備としては，命綱や救命浮環などの装備がなく，A指定海難関係人が大人用の救命胴衣２個を購入し，M号の保管場所に備えていた。

また，M号の取扱説明書には，乗船時の必要な安全措置として，泳ぎに自信のある人でも全員に必ず救

命胴衣を着用させることなどのヨットマン心得のほか，横転しても不沈構造であり，また万一エアタンクに浸水しても推奨定員が救命胴衣を着用して船体につかまり浮くことができること，横転した場合には慌てず船体等につかまって離れないようにすること，重量物の搭載や推奨定員を超えた乗船はしないこと，眼鏡はなくさないよう必ず紐で身体に結ぶことなどが記載されていた。

なお，M号と同型のディンギーは，帆走時に風下へ傾斜するため乗船者の体重移動などによってバランスをとる必要があり，方向転換するときなどにバランスを崩して横転することがあるものの，引き起こして再帆走が可能なため，ヨットの入門用として使われるほか競技用としても採用されていた。

３　広島県西能美島西岸の状況

西能美島西岸の入鹿鼻北方の海岸（以下「海岸」という。）は，南北に４００メートルほどの護岸沿いの浜で，３海里ほど沖合の対岸に厳島，その中間に小黒神島，また同護岸中央部から西に８０メートルばかりのところに，干潮時などに陸続きとなる径５メートルほどの岩礁が存在していた。

海岸は，波穏やかで風光明媚なため，周辺が別荘地として開発され，海洋レジャーを楽しみに来島する人が多いところであった。

４　事実の経過

⑴　M号発航の経緯

A指定海難関係人は，平成１９年９月３０日１０時半海岸に面した別荘で週末を過ごすため家族等と同別荘に到着し，間もなく知人家族等と合流して小児９人大人９人の総勢１８人となり，１１時から別荘の庭において，昼食のバーベキューを楽しむとともにビールを３５０ミリリットル缶２本及びワインをコップ２杯飲み，その際小児たちの要望もあって別荘に保管中のM号を前の浜に準備し，小児を同乗させて帆走することにした。

昼食後，A指定海難関係人は，M号を別荘前の浜に運んで帆走用の艤装品を取り付け，１４時１５分ごろ小児３人を同乗させて同浜を発航し，同浜沖合５０メートルばかりを遊走したのち，間もなく同浜で同乗待ちの小児と交替させるため，発航地点に戻った。

⑵　乗船者落水・M号横転に至る経緯

M号は，A指定海難関係人が１人で乗り組み，５歳から９歳までの小児５人を同乗させ，再度帆走の目的で，平成１９年９月３０日１４時２２分別荘前の岸辺を発進し，同沖合に向かった。

発進するにあたりA指定海難関係人は，西能美島西岸の入鹿鼻東方３５０メートルに所在する標高１２７．３メートルの三角点（以下「入鹿鼻東方三角点」という。）から０１０度（真方位，以下同じ。）５９０メートルの地点の岸辺（以下「別荘前岸辺」という。）で，小児を同乗させることとしたが，直前に小児３人を乗せ遊走しても大丈夫だったことなどから，推奨定員及び救命胴衣数を考慮した同乗者数とするとともに，同乗者全員に救命胴衣を着用させ，落水したときには慌てず横転した船体等につかまることを指示するなど，同乗者に対する安全措置を十分にとることなく，救命胴衣を着用させた２人及び救命胴衣を着用させていない３人を知人の助けを借りて同乗させた。

発進したときA指定海難関係人は，救命胴衣を着用させた２人及び救命胴衣を着用させていない２人をコックピット左舷に，救命胴衣を着用させていない残り１人をコックピット前部にそれぞれ内側を向いて腰をおろさせ，同乗者がほとんど身動きできず，何かにつかまるなどして体を保持するすべもなく，更に乗船者の体重などにより復原性が著しく悪化した状態で，自らも救命胴衣を着用しないでコックピット右舷に内側を向いて腰をおろし，喫水の増加を感じながらも，船体の傾斜や浸水がなかったことからセンターボードを押し下げて西行した。

発進直後，A指定海難関係人は，同乗者に対し体を大きく動かさないことのみを伝え，左舷方からの微風を受けてブームを右舷側に開き，左手でティラーを操作し，右手を甲板に置いた姿勢で，折からの南西風と西南西方への潮流により，針路を２７０度に定め，１ノットほどの対地速力で進行した。

こうしてA指定海難関係人は，コックピットでバランスを確保するための身動きがとれない状況で，専ら船首方を注視し，そろそろ別荘前岸辺に戻ろうかと思案していたとき，１４時２５分入鹿鼻東方三角点から００２度５８０メートルの，同岸辺の沖合１００メートルばかりの地点において，M号は，同乗者が体を動かしてバランスを崩したものか，原針路，原速力で，左舷側に大きく傾斜し，乗船者全員が次々と同舷側に落水した。

M号は，乗船者全員が落水した反動で直立し，次いで右舷側に大きく振れ，復原力消失角度を超えて同舷側に大傾斜し，横転した。

当時，天候は晴で風力１の南西風が吹き，潮候はほぼ下げ潮の中央期で，付近には西南西０．３ノットの潮流があった。

(3)　救助に至る経緯

落水したA指定海難関係人は，直ちに同乗者全員が付近に漂流していることを目視と同人等の発する声を聞いて知ったものの，救命胴衣を着用させていない同乗者を他の同乗者の救命胴衣又は横転したM号の船体やマストなどにつかまらせる措置をとることなく，同乗者１人に後方からつかまられ，眼鏡をなくして自らも溺れそうになり，早く同乗者を同船に乗せようと，センターボードに足をかけて同船を引き起こし始めた。

間もなくA指定海難関係人は，M号を引き起こし，付近漂流中の救命胴衣を着用させた同乗者１人を助け揚げたものの，この間他の同乗者４人が潮流により沖合に流された。

１４時５０分漂流していた同乗者４人は，M号横転の目撃者の小型船などにより救助された。

その結果，救命胴衣を着用させていなかったC及びDは，救急車で病院に搬送されたが，いずれも溺死と検案された。

（本件発生に至る事由）

１　A指定海難関係人が発航前に飲酒していたこと

２　A指定海難関係人が小児を同乗させる際，同乗者に対する安全措置を十分にとらなかったこと

（原因の考察）

本件は，推奨定員２人のM号が，復原性の確保と同乗者の船外への転落に備え，推奨定員及び救命胴衣数を考慮した同乗者数とするとともに，同乗者全員に救命胴衣を着用させ，落水したときには慌てず横転した船体等につかまることを指示するなど，小児の同乗者に対する安全措置を十分にとっていれば，同乗者が落水しても，昼間，波穏やかな距岸１００メートルばかりの海域であったことから，救命胴衣の着用又は船体等につかまることにより容易に浮揚して呼吸することができ，溺死する事態を回避できたと認められる。

したがって，A指定海難関係人が小児を同乗させる際，同乗者に対する安全措置を十分にとらなかったことは，本件発生の原因となる。

A指定海難関係人が発航前に飲酒していたことは，本件発生に至る過程で関与した事実であるが，本件発生と相当な因果関係があるとは認められない。しかしながら，飲酒したのち発航することは，海難防止の観点から厳に慎まなければならない。

（海難の原因）

本件同乗者死亡は，広島県西能美島西岸沖合において，小児を同乗させる際，同乗者に対する安全措置が不十分で，帆走中に大傾斜して乗船者全員が落水し，救命胴衣を着用させていなかった同乗者が，溺れたことによって発生したものである。

（指定海難関係人の所為）

A指定海難関係人が，広島県西能美島西岸沖合において，小児を同乗させる際，復原性の確保と同乗者の

船外への転落に備えることができるよう，推奨定員及び救命胴衣数を考慮した同乗者数とするとともに，同乗者全員に救命胴衣を着用させ，落水したときには慌てず横転した船体等につかまることを指示するなど，同乗者に対する安全措置を十分にとらなかったことは，本件発生の原因となる。

A指定海難関係人に対しては，小児の同乗者に対する必要な安全措置を十分に理解するとともに，本件を悔い，既に所有クルーザー等を手放していることなどに徴し，勧告しない。

よって主文のとおり裁決する。

参考図１